

## 適正な下請契約のための指示事項

令和4年5月  
岩国市契約監理課

### ○現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届の提出

工事の着手の日（契約日の翌日）までに提出すること。

### ○下請予定表の提出

下請の有無にかかわらず、契約締結日から5日以内に提出すること。ただし、その日までにはすべての下請負人に関する施工体制台帳が提出される場合は本表の提出は不要。

### ○施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出

下請契約を締結した場合には、「施工体制台帳」の写しを提出すること。提出の範囲は下記のとおり。また、施工体系図の写しも併せて提出すること。

- ①台帳の記載内容は、元請と1次下請間についてのもののみならず、2次下請以下すべての下請間についてのものを含む。
- ②添付書類も含む。
  - ・元請の技術者について、その資格及び元請との雇用関係を証する書類
  - ・2次下請以下すべての再下請負通知書の写し
  - ・1次下請以下すべての下請契約書の写し

### ○書面による下請契約

建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容を持つ契約書により下請契約を締結すること。

### ○適正な下請代金の支払

- ・適正な下請負代金の設定（注）

元請業者は下請業者に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。

- ・支払条件の向上

下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とするなど支払条件の向上に努めること。

- ・前払金の支払

元請業者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請業者に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

### ○適正な工期の確保

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定）等に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保に努めること。なお、著しく短い工期による請負契約の締結は建設業法により禁止されている

## ○市内下請業者の活用

下請負人を必要とする工事については、市内建設業者の活用に極力努めること。

## ○下請業者への指導

下請業者が2次以下の下請業者又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。

また、下請業者が法令違反したときには、違反の是正を求めること。

## ○社会保険への加入及び社会保険料相当額を適切に含んだ額による下請契約

公共工事設計労務単価には、労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）が勘案されており、現場管理費には、事業主が負担すべき法定福利費が反映されている。

については、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の積極的な活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結に努めること。なお、下請負人が他の建設業者に再下請負させる場合には、再下請負人の法定福利費を適正に確保するよう指導すること。

あわせて、すべての下請負人に対して、社会保険の加入状況を確認し、未加入の場合（加入義務のない業者は除く）には、早期に社会保険への加入手続を進めるよう指導に努めること。

## ○建設工事の下請契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費負担者区分の明確化

労働安全衛生法では、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることが義務付けられている。

また、建設業法令遵守ガイドラインでは、元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確にすることにより、下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならないとされている。

については、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額による下請契約の締結に努めること。

（注）工事請負代金には、消費税及び地方消費税を適正に転嫁して下さい。

## 参考

### ■建設業法令遵守ガイドラインに関するホームページ

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

### ■「工期に関する基準」に関するホームページ

[https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000711.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html)

### ■社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)